

## 平成26年度第4回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会議事概要

日時 平成26年8月5日（火）

午後1時30分～午後3時30分

場所 ゆめぽりすセンター2階 大会議室

### 【出席委員】

坂本元之・藤島恒久・野田一尊・森藤歌代子・矢野真砂子・宮本勝巳・福永重子  
奥西利江・小倉由守・福原和寿代・市川知恵子・紀平久和・中山滋美・渡辺宏泰  
東出昇治・鈴木伸宏

### 【欠席委員】

北野誠一・吉池毅志・福澤正志・平井俊圭・稲垣裕久・池町健治・堀川一成  
川口恵美子・山口恭司

### 【事務局】

増田基生健康福祉部長

障がい福祉課（藤岸登・中出光美・藤田成充・田中宏明）

障がい者相談支援センター（落合幹生）

（株）日本開発研究所三重（池山孝之）

### （事務局）

ただいまから第4回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。本日の計画策定委員会では、これまでに委員の皆様からいただきましたご意見や7月20日に開催しました「第3次伊賀市障がい者福祉計画策定のための意見交換会」でいただきましたご意見を基に事務局で作成した計画の中間案についてご協議いただきたいと思います。

なお、この会議は、伊賀市情報公開条例第35条に基づき会議の公開を行いますことと、審議会等会議の公開に関する要綱第6条に基づく議事概要（会議記録）作成のため、録音させていただきますことをご了承ください。

### 1（健康福祉部長）あいさつ

福祉計画のご審議をいただく前に、事項書にもありますように「伊賀市がめざす地域包括ケアシステムについて」の説明にお時間を頂きたいと思っております。これは、地域で暮らすために医療・保健・福祉など様々な機関が、スムーズに連携や支援を行うための方法を検討するものです。全国的には高齢者分野の一体的な支援体制である地域包括ケア

システムの検討がなされていますが、当市では、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどの分野も含めた伊賀市に合った連携の仕組みづくりを、皆様とともに構築できればと考えています。この障がい者福祉計画におきましても、地域包括ケアシステムの重要性をご認識いただいたうえで、計画の内容についてご審議賜りたいと思います。

(事務局)

- ・新委員の紹介（選出母体の役員改選により水谷委員から紀平委員に変更されたため）
- ・配布資料の確認

(事務局)

それでは事項書に沿って進めさせていただきます。

本日は議事を始めさせていただく前に、伊賀市がめざす地域包括ケアシステムについて委員の皆様にご説明させていただきます。

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムについては、高齢、介護、障がい、子ども、保健に関する各計画と地域福祉計画の整合を図る中で検討しているものです。これは現在、ご協議いただいている「第3次障がい者福祉計画」にも関連するものです。

内容については、担当課である医療福祉政策課の植田主査よりご説明いたします。

事項

## 2 伊賀市がめざす地域包括ケアシステムについて

医療福祉政策課の植田です。よろしく申し上げます。説明にあたりましてはお手元の資料「伊賀市がめざす地域包括ケアシステム（素案）」をご覧いただきたいとおもいます。

伊賀市では6頁で示すように、本年度から第2次総合計画・再生計画をスタートさせており、特に重要な取り組みとして、2つの重点プロジェクトを位置づけています。

その1つに医療・地域福祉連携プロジェクトがあり、第一次再生計画の期間となる平成28年度までに「伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの姿」を示すとしています。

本年4月に地域福祉計画推進本部という庁内組織の中に、関係担当者で構成する地域包括ケアシステム検討プロジェクトチームを立ち上げました。また、健康福祉部内においても健康福祉関係計画調整会議を立ち上げ、この2つの会議を連動させながら伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの素案を作成しました。

この素案については、福祉の横断的計画である地域福祉計画の推進委員会で主に議論を進めていますが、あらゆる分野における支援に関するケアシステムということで、それぞれの関係審議会でもご意見をいただき、必要に応じて内容修正をしていきたいと考えています。

ではまず、「地域包括ケアとは何か」ということですが、全国的に現在高齢化が進ん

であり、団塊の世代の方が75歳以上となる年を、全国的には2025年問題と呼ばれています。この2025年問題を迎えるにあたり、可能な限り住み慣れた地域で、一人一人が自分らしい暮らしを続けるれるように、医療や介護、生活支援などが一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。また、この地域包括ケアシステムは全国一律で作ると言うものではなく、市町村単位でその地域にあった取り組みを行うことが求められています。

当市では、現在の高齢化率が29.5%ですが、2025年には34.5%にまで上昇すると総則されています。

一方で、人口推移からみると2030年以降は高齢者数の減少という部分も推測されます。そのため、2025年問題への対応と併せて、2025年以降も見据えた福祉施策の検討が必要と考えます。

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムは、高齢者による高齢者支援など、地域での支え合いの社会を基盤とする中で、それらをサポートする支援者側の一体的な支援の仕組みをつくることと考えています。このことを踏まえ、伊賀市がめざす地域包括支援システムイメージ図を30頁から示しています。

当市では、本年4月から地域包括ケアシステムの構築を視野に入れ、福祉に関する相談やサービス提供など、福祉相談支援の中心的な役割となる地域包括支援センターを市内3箇所に設置しています。ついては、地域包括ケアシステムは、支援の仕組みがうまく機能することが重要であることから、地域包括支援センターと同様としています。

資料の30頁では、市の総合計画で平成28年度までに示すとしている伊賀市がめざす地域包括ケアシステムのイメージ図で、住民自治、他業種連携、コーディネート3つの機能のネットワークづくりを示しています。ただし、これが完成版ではなく、国の動向や地域の社会資源の現状、支援者側の機能の変化などに応じて再検討することを想定しています。

これで一定の説明とさせていただきますが、委員の皆様にもいろいろとご意見をいただきまして、内容をより高めていければと考えていますので、よろしく願います。

以上、説明とさせていただきます。

(事務局)

地域包括ケアシステムについてのご意見等あれば、障がい福祉課までいただければと思います。

それではこれからの進行につきましては、条例第6条に基づき、委員長である北野様をお願いするところですが、北野様は本日ご欠席ですので、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例第5条に基づき坂本副委員長をお願いしたいと思います。

坂本様、よろしくお願いいたします。

事項

3 第3次伊賀市障がい者福祉計画（中間案）について

（1）意見交換会（7月20日）での意見について

【事務局より資料 No. 2 の 1～7、資料 No. 1 の P1～P24 までを説明】

（副委員長）

ありがとうございます。事務局より目標 I の説明を頂きました。

ご質問のある方はどうぞ。

（委員）

No. 5 の意見にあるフェアハウスとはどのようなものですか。

（委員）

上野病院が私的アパートとして提供しているもので、退院後に同じ障がいのある方とともに、支援を受けながら生活する入居施設のことです。

（委員）

資料 No. 1 の P22（4）②医療費等の自己負担軽減のための制度の充実について、国や県への要望以外に、市単独での取り組みを記載する必要はないのですか。

（部長）

市単独事業として具体的に記載することは難しいですが、医療費助成として、福祉医療制度というものがあります。これについては、国や県が定める該当要件を緩和し、市独自に該当者の範囲を広げています。このように、市単独でない訳ではありませんが、どの程度計画に記載するかは検討が必要と考えます。ただ、まずは国や県の制度を充実していただくという位置づけを持っています。

（委員）

資料 No. 1 の P21（2）①障害福祉サービス等の利用促進について、「他の制度の施設の利用」と記載がありますが、何を指すのですか。

（事務局）

具体的には介護保険の施設を考えています。

（委員）

同項目で、急に家族が介護できなくなった場合に対応するため…とありますが、緊急時の受け入れ等についてはどのような施設を検討しているのですか。

(事務局)

伊賀市では、短期入所や入所施設が少なく、また新たに作るのことは難しい状態です。そのため、今ある施設にご協力頂くことや介護施設等で短期入所の受け入れが出来ないか検討しています。

(委員)

資料 No.1 の P17 (2) ②ケアマネジメントの充実について、指定特定相談支援事業所が作成するサービス利用計画案については、市として計画案の作成基準となるガイドラインを作成し、周知を行う必要があると思います。また、サービスの支給量を超えて決定する際に審議をどのように行うか、障害支援区分認定審査会で諮るのか、あるいは審査会に各特定相談支援事業所を含めた委員で構成する会議で諮るのかなどの基準が必要と考えます。

(事務局)

伊賀市のガイドラインは現在のところありませんが、伊賀市の相談部会において作成に向けた協議を行うことを検討しています。

また、サービスの支給決定については国が定める国庫負担基準を基に決定しており、基準を超えて支給決定が必要な場合は、障害支援区分認定審査会で可否について協議を行っています。

(副委員長)

他にご意見はございませんか。

では、事務局より目標Ⅱについてご説明をお願いします。

【事務局より資料 No.2 の7～9、資料 NO.1 の P25～P37 までを説明】

(副委員長)

事務局より目標Ⅱの説明を頂きました。

ご質問のある方はどうぞ。

(委員)

私は施設の職員ですが、障がい児保育について昨年度までは入園が前期と後期に決まっていたのですが、本年4月からは年度途中でも発達に気になる子どもがいればいつでも

入園できる体制に変えました。これにより早期療育をスムーズに行えるようになりました。

また、日中一時支援事業も行っていますが、支援スタッフの確保についても年々進み、今年はずばさ学園の先生にもボランティアに来ていただきました。ボランティア活動の推進や学校との連携といった途切れのない支援が、少しずつ軌道に乗ってきたと感じます。今後は福祉施設の方からもより情報発信を進め、啓発していくことも重要と考えます。

(副委員長)

そういった支援体制が拡大していくことはとても重要だと思います。このような人材の育成についての記載は計画のどこにありますか。

(事務局)

資料 No. 1 の P40 (2) ①ボランティア等の養成と活動への支援に記載しています。

(副委員長)

ありがとうございます。

他にご意見のあるかたはどうぞ。

(委員)

資料 NO. 1 の P28 基本方針 2 の早期療育と保育の充実というタイトルについて、就学前の子どもには幼稚園等も含まれると思うのですが、保育という表現で良いのでしょうか。

(事務局)

前計画でも就学前の児童について「保育」と表現を統一しましたが、再度検討いたします。

(委員)

資料 NO. 1 の P34 (2) ④就労に向けた訓練・実習等の充実について、伊賀市で行っている職場実習事業について、一回の受け入れが 1 人であることや利用が施設通所者に限られていることなどがあるため、複数人の同時受け入れや共同で業務を行う環境を整えるなど、より幅を持った事業としていただければと考えます。

(事務局)

現在の職場実習事業については、一定の成果があったと認識しており、今後は頂いた

意見等を参考に検討していきます。

(委員)

同項目について、中学校卒業後に進路先が決定していない学生や、一般高校を不登校となり引きこもっている学生がたくさんいると考えます。相談支援事業所から連絡がない限りは、学校からの情報が重要と考えますので、学校との連携ということを計画のどこかに記載してもらえればと考えます。

(事務局)

資料 No.1 の P26 (1) ③に学校との連携については記載がありますが、確かに、一般高校を卒業時に初めて障がいについて分かる生徒もいます。また、学校において障がいに気づかないこともあります。そのため、現在、伊賀圏域の自立支援協議会において教育機関との連携強化について協議を行っています。

(委員)

資料 No.1 の P34 (2) ③行政機関での障がい者雇用の促進について、伊賀市での障がい者雇用率は何%ですか。

(事務局)

平成25年4月1日現在の国の法定雇用率は2.3%で、伊賀市役所での雇用率は2.6%となっています。

(委員)

企業に啓発を行うためにも、伊賀市としてもっと積極的に障がい者雇用をしてもらえればと考えます。

(部長)

確かに、企業啓発の際にもやはり、行政が率先して雇用している姿勢を示すことが重要だと考えます。

(副委員長)

他にご意見はございませんか。

では、事務局より目標Ⅲについてご説明をお願いします。

【事務局より資料 No.2 の10~20、資料 No.1 の P38~P46 までを説明】

(副委員長)

事務局より目標Ⅲの説明を頂きました。

ご質問のある方はどうぞ。

(委員)

施設関係の者ですが、資料 No. 1 の P39 (1) ③学校での交流や体験学習の推進について、学校から施設への体験学習の依頼を受けることが多いのですが、乱発的に依頼を受けることが多く、また、施設の事業と重なることも度々あり、支援体制を確保出来なため断るケースがあります。体験学習を行うことで、子どもたちに福祉に興味を持ってもらえたり、福祉分野への就労を考えてもらえるなど、出来る限り体験学習の受け入れをしたいのですが、現状は受け入れが難しい状態です。

そのため、学校単位で依頼を行うのではなく、同じ地域にある学校は連携して、また計画的な依頼を頂けると受け入れがしやすくなると思います。

(副委員長)

教育委員会や学校との連携については重要だと考えますので、計画的な連携が必要と感じます。

また、同じ P39 の③のところで、「ともに生きる意識と接し方」の接し方という表現は適切ではないと思いますので、再考をお願いします。

(委員)

資料 No. 1 の P43 (3) 防災、防犯に関する支援について、災害時の薬の確保など、医療がどこまでの支援を行えるのか、また、保健との連携などはどのように行うのですか。

(部長)

避難所では、まず保健師が一次対応を行います。大災害の時などの直接医療を受ける際の取り組みについては、具体的にはまだ検討段階です。

(委員)

避難所の指定を受けているところでは、地盤が緩いなど、避難所自体が危険なところがあるので、現場を確認したうえで指定してもらいたいです。

(部長)

色々な災害が考えられますので、その都度危機管理室と連携を取りながら行っていきます。

(委員)

避難所には一般避難所と福祉避難所があり、私の所属する法人施設も福祉避難所の指定を受けています。つきましては、災害時の備えとしてこれだけは準備しておく必要があるもの等あれば教えていただきたいのですが。

(部長)

物資の確保等は行政が行いますので、まずは人員の確保を最優先していただければと考えます。

(副委員長)

他にご意見はございませんか。

では、事務局より資料 No. 3 用語解説についてご説明をお願いします。

#### 【事務局より説明】

(副委員長)

事務局より資料 No. 3 用語解説の説明を頂きました。

ご質問のある方はどうぞ。

(副委員長)

委員の方からご質問のあったフェアハウスについての用語説明は記載されていますか。

(事務局)

フェアハウスの文言は資料 No. 2 のアンケートに記載のあった用語ですので、計画には文言が出てきていません。そのため、用語説明も記載はありません。

(委員)

グループホームの説明については、本年4月の法改正を反映した文言にした方が良いと思います。

また、中間案の全体を通して、地域活動支援の内容として日中一時支援や移動支援等の充実と記載がありますが、給付費の拡充についても記載していただければと考えます。

(事務局)

障がい者福祉計画は理念や方向性を示すものであるため、給付等の具体的な数値につ

いては障がい福祉計画で設定いたします。

ただ、国や県の制度に則り行っていますが、制度の谷間を埋めるような施策を市としても検討する必要があると考えます。

(事務局)

ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいたご意見を基に、中間案の策定を進めて行きたいと思えます。

なお、今後のスケジュールですが、9月上旬から10月上旬にかけて、中間案に対するパブリックコメントを行います。

パブリックコメントでいただいたご意見も参考にしながら、事務局で計画の最終案を作成し、皆様には10月下旬に開催予定の第5回策定委員会で最終案についてのご協議をお願いいたします。第5回の策定委員会につきましては、日程が決まり次第、皆様にご案内いたしますので、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。